

(様式1)

7 四 教 学 第 366 号

令 和 7 年 9 月 1 日

文部科学大臣 殿

四万十市長 山下 元一郎

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

四万十市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

(担当)

四万十市教育委員会事務局 学校教育課

住所：高知県四万十市中村大橋通4-10

電話：0880-34-1136

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

老朽化が著しく構造上危険な状態にある東山小学校の校舎(耐力度点数4,464点)を改築する。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

不審者の学校侵入防止対策強化のため、中村南小学校の校門を改修する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		26 校
中学校		11 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	4 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	25 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	4 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年5月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画の目標達成度等について、計画期間終了後庁内の組織において評価を行い、ホームページ等で公表を行う。</p>

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

学校等の名称	目標	整備方針				事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施 年度 (予定)	備考
		事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)	(㎡、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)		
東山小学校(Ⅱ期工事)	(1)	危険改築	校	R	R5.6～R8.2	4,595	452	2,437,135	249,883	令和6年度	耐力度4,464点、負担金併行
東山小学校(Ⅲ期工事)	(1)	危険改築	校	R	R5.6～R8.2		1,090		571,884	令和7年度	耐力度4,464点、負担金併行
中村南小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.11～R8.3	1	1	3,831	3,831	令和7年度	
計											
(参考)負担金事業 東山小学校	—	負担金事業	校	R	R5.6～R8.2		1,108		618,865	令和5年度	R5交付決定 国債 一部木造